

平成29年度 第17回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年12月25日(月) 午後3時から3時40分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 足立陽子 | |
| | 係長 | 古川真史 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の制定及び改正について(給与勧告関係)
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(特地勤務手当に準ずる手当関係)
報告第1号 平成29年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))の採用候補者の決定について
報告第2号 職員からの苦情相談について(事案番号29年-4号)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は公開、報告第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の制定及び改正(給与勧告関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則を改正し、定めを制定しようとするもの。

1 改正する規則及び制定する定め of 名称

(1) 規則 (いずれも一部改正)

- ① 管理職手当に関する規則
- ② 初任給調整手当の支給に関する規則

(2) 定め (制定)

- 平成29年改正給与条例附則第2項等の人事委員会が定める者について

2 改正等の概要

本委員会の職員の給与に関する勧告に基づく給料表の改定等を踏まえた改正等。

(1) 規則

- ① 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- ・給料表の改定に準じて手当月額を改定する。
- ② 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - ・医師等に対する手当月額の限度額の引き上げを踏まえ、手当月額を改定する。

(2) 定め

- 平成29年改正給与条例附則第2項等の人事委員会が定める者について
 - ・改正給与条例の施行日時点で給与条例に定める給料表の適用を受ける職員ではない者のうち、条例改正による給与差額追給の対象となる者(任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者)を規定する。(平成29年改正給与条例、改正管理職手当規則、改正初任給調整手当規則関係)

【任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者】

ア 人事交流により、平成29年4月1日以後施行日前に知事部局等(給与条例適用)を退職し、引き続き国・他の自治体等(給与条例適用外)に採用された者

イ 平成29年4月1日以後施行日前に知事部局等(給与条例適用)から引き続き企業局等(企業職員給与規程等適用)へ異動した者

3 施行(適用)日

3の(1)の規則の施行の日(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年鳥取県条例第49号)の施行の日)

◇議案第2号

人事委員会規則の一部改正(特地勤務手当に準ずる手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり規則の一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則の名称

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則

2 改正の概要

(1) 指定公署の支給割合を変更。〔別表第2(第4条関係)〕

昨年度末時点における各公署の所在地の実態を踏まえ、黒坂警察署多里駐在所の支給割合を100分の5に引き上げる。(現行100分の4)

(2) 所要の規定の整備。〔別表第1(第2条関係)〕

3 適用日

平成29年4月1日

◇報告第1号

平成29年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

◇報告第2号

職員からの苦情相談(事案番号29年-4号)について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成30年1月12日（金）午前9時40分から開催することとした。